

赤穂市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年1月15日

赤穂市長

年 櫻 王 穂

## 赤穂市条例第1号

### 赤穂市火入れに関する条例の一部を改正する条例

赤穂市火入れに関する条例（昭和60年赤穂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「当該」を「前条第1項に規定する許可の」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときは」を「場合は」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。